

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」（*1）に基づき、性別を問わず従業員がライフイベントの状況に応じてそれぞれの能力を発揮できる環境を整備するため、ME S ファシリティーズでは下記のとおり一般事業主行動計画（*2）を策定しました。

従業員の皆さんにおかれましては、当社の行動計画の達成に向け、ご理解・ご協力をお願いします。

- *1：女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として制定された法律。
- *2：女性活躍推進法に基づき、従業員301人以上の企業は、自社の女性活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・社内周知・公表、都道府県労働局への届出、自社の女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられている。

<当社の行動計画>

1. 計画期間

2020年4月1日から2022年3月31日までの2年間です。

2. 目標

- (1) 採用者に占める女性比率を40%にする。
- (2) 男女の勤続年数の差を2年以下とする。

3. 対策

- (1) 採用者に占める女性比率を40%にする
 - ・広報媒体や説明会、内定者への面談等を通じて、当社の仕事の魅力や両立支援制度の利用状況等を積極的に発信する。
 - ・女性の応募状況を分析し、女性の採用比率増につながるイベント等を検討・実施する。
- (2) 男女の勤続年数の差を2年以下とする
 - ・職場と家庭の両立において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発